

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

- 当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・ 保管振替制度により、株券を他の金融商品取引業者へ移管する場合は、一般口座、特定口座ごとに 1 単位につき、1,080 円 (税込)、1 単位増すごと、540 円 (税込) の手数料を頂戴いたします。(1 銘柄の上限は、6,480 円 (税込) となります。)
- ・ また、投資信託を他の金融商品取引業者へ移管する場合は、一般口座、特定口座ごとに 1 銘柄 1,080 円 (税込) の手数料を頂戴いたします。
- ・ 上記以外の有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客様が暴力団員、暴力関係者及びいわゆる総会屋等であることが判明し、日本証券業協会理事会決議「証券会社の顧客管理等に関する行為基準」および「暴力団員および暴力関係者との取引の抑制について」に基づき、当社が解約を申し出た場合
- お客様が当社との取引において、脅迫的な言動または暴力的な行為をした場合において、当社が解約を申し出た場合

- お客様が当社の証券取引約款の変更に同意されない場合

当社の概要

商号等	静岡東海証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第8号
本店所在地	〒420-0064 静岡市葵区本通一丁目2番地の13
加入協会	日本証券業協会
指定紛争 解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融あっせん相談センター (連絡先 0120-64-5005)
資本金	6億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和19年9月
連絡先	054-255-9273 又はお取引のある支店にご連絡ください。